

令和 7 年 第 8 回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和 7 年 8 月 12 日（火）

午後 2 時 00 分から午後 2 時 40 分

場所：宇城市役所新館第 2 会議室

○出席委員

（農業委員）

1 番	村山 安次	2 番	五嶋 一精	3 番	田尻 かほる
4 番	松川 奈保美	5 番	村嶋 政弘	6 番	河野 公明
7 番	橋本 孝博	8 番	山田 哲郎	9 番	坂本 茂義
10 番	百家 美代子	11 番	吉富 訓生	12 番	北岡 誠司
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

欠	欠	松下 潤一
富武 聖一	河野 道也	欠
早川 一伸	欠	欠
欠	田中 起代登	澤村 賢治
上村 君博	森田 良光	欠
吉川 勝弘	河島 陽一	野田 眞語
小田 直之	欠	

○欠席委員

農地利用最適化推進委員

中田 修	山本 祐精	上田 誠
吉利 健	中塘 万格人	近藤 洋之
吉水 和博	杉田 雅宏	

○事務局出席者：（事務局長）松枝 邦明 （審議員）御船 保博 （主任主事）山本 秀磨

議事日程（開議：午後 2 時 10 分）

- 日程第 1 議事録署名委員の決定について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更承認申請について
- 日程第 5 議案第 42 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第 43 号 農地中間管理事業の実施に伴う農地利用集積等促進計画の策定について
- 日程第 7 議案第 44 号 農用地利用集積等促進計画書の作成について

開 会 (午後 2 時 10 分) 副会長の号令による起立・礼

事務局長 ただ今から令和 7 年第 8 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数 13 名全員出席です。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、総会が成立していることをお知らせします。

開会にあたりまして、百家会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 こんにちは。大変お忙しい中、お疲れのところご出席をしていただきましてありがとうございます。

昨日の線状降水帯の発生により被害がとてんでていると聞いています。今日皆様に会えて少しは安心しましたが、今後見回り等されると思いますので十分気を付けて見回りをしていただければと思います。

また、私たちの任期もあと 1 年あまりになったんですが、いろいろ各地区の事情とか家庭の事情とかあるとは思いますが、できればこのまま皆さんしていただければありがたいと思っていますので遅くても 11 月までには自分がどうするかというのを区長さんの方に言っていただいて、みなさんにできるだけ残っていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 それでは、これより令和 7 年第 8 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、3 番 田尻 かおる 委員、4 番 松川 奈保美 委員を指名いたします。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思います。ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 40 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 40 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案の 3 ページになります。

議案第 40 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和 7 年 8 月 12 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。

議 長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。

調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

申請番号 1 番は、三角 2 山本委員に代わりまして 1 番 村山委員より

申請番号 2 番は、 7 番 橋本委員より

申請番号 3 番は、 豊野 1 小田委員より

それぞれ、説明を求めます。

村山委員

申請番号 8 - 1 について説明いたします。詳細につきましては、記載のとおりでございます。申請事由は、経営規模拡大による売買となっております。渡人と受人は地元の人で知り合いだそうです。受人にとっては何ら問題無いと思いますのでご審議よろしくをお願いします。

橋本委員

申請番号 2 番について説明申し上げます。詳細は記載のとおりであります。譲渡人はこちらの方に現在住んでおられません。もう家もありません。この物件は競売にかけられたこの田んぼを受人が購入されたという事で、受人はこの土地をずっと以前から作られていたと譲渡人がそのまま買ってくださいという事で言われたという事です。受人は経営規模拡大ということで購入されました。何ら問題は無いと思いますので審議のほどよろしくをお願いします。

小田推進委員

8 - 3 についてご説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は経営規模拡大による売買です。この件は、財産管理人が受人の隣接する土地を作られてってその土地に隣接しとった土地だったので作ってもらえるかと受人に相談されたところ受人が了承されたということで売りにになりました。いろいろなことは財産管理人ということでちょっと後から聞きたいところがあるんですけども何ら問題無いと思いますので審議方よろしくをお願いします。

議 長

只今、申請番号 1 番から 3 番について、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。どなたかいらっしゃいませんか。

議 長 小田委員どうぞ。

小田推進委員 自分の案件なんで、なんですけれども、相続財産管理人ということで話に聞いたところ相続される遺族というか相続人の方が相続を放棄されたということでこの相続財産管理人という方に管理してもらってその方がこの受人を探して受けてもらうようにっていう話を聞いたんですけれども、この取引価格とか県ですかね国、どこから相続管理人という方を任命されたりとかするのかわからなかったもので、そすとあと、そのお金というか結局売買の金額がどういう風に動くのかということをちょっと教えてもらいたいと思います。

議 長 事務局、そののところわかりますか。

事務局 まず任命ですけれども、任命は裁判所が任命するようなかたちになっております。売却の益がどうなるかというお話だったかと思うんですけれども、基本的にはですね国庫に帰属するというかたちになっております。以上です。

議 長 ありがとうございます。よろしいですか。他に意見はありませんか。
森田委員。

森田推進委員 素朴な質問で1番です、受人は知ってるとですけれども、後継者夫婦です、しっかりしとらるつとに高齢になってなんで規模拡大で受人が自分のものにされる、三角のほうでなんか今時というか、今から先も後継者がいない所の問題もあるかもしれんけども、後継者がいるところであればもうよか年の担い手がおればですね受人でなくて娘か息子に相続せんかいというような話とかはなかったとででしょうか。

議 長 すみません。ここの案件は、今日は欠席されてるんですよ。それで次回にその…事務局わかりますかこの案件にたいして、わかったら説明お願いします。

事務局 事務局なんですけどもそこらへんはちょっと把握しておりませんので申し訳なく来月に返答させていただきたいと思います。

森田推進委員 特別に回答もらわんでもいいばってん、できればですねやっぱスムーズに頑張るとる次世代に受人もなんで相続せんだったんだろうかなという疑問です、ね聞いたところです。

議 長 わかりました。来月でもこちらは山本委員ですね。山本委員のほうに説明してもらおうようにいいですかね。はいありがとうございます。

議 長 他にありませんか。意見も無いようですので、申請番号 1 番から 3 番について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 40 号の農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 3 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 4、議案第 41 号「農地法第 5 条許可における事業計画変更承認申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 41 号について、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。

事務局 議案の 5 ページになります。議案第 41 号農地法第 5 条の規定における事業計画変更承認申請について次のとおり農地法第 5 条事業計画変更承認申請があったので農業委員会の意見を求める。

令和 7 年 8 月 12 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：事業計画変更承認を受けるため、農業委員会の議決が必要である。
続けて詳細説明をさせていただきます。

申請番号 1 番につきまして、この案件は、平成 11 年 2 月 19 日付けで、別荘で転用許可が出ましたが、その後、熊本地震で自宅の改築費用が多くかかったことから、別荘建築を断念したということで、承継者が自社のプレジャーボート置場に利用したいということでの申請になっています。転用者の承継を伴う事業計画変更承認申請の場合は、農地法第 5 条の許可を受ける必要がありますので、議案第 42 号で 5 条の申請が出ています。周囲の農地や営農上も問題ないと思われます。ご審議方よろしく願いいたします。

申請番号 2 番につきまして、この案件は、平成 14 年 5 月 23 日付けで、貸家で転用許可が出ましたが、当時の代表が、病気のため事業継続が困難となり計画を断念されました。事業遂行が困難となり、現代表取締役の姉が所有するアパートの駐車場が不足していたため、駐車場及び通路での申請となっています。周囲の農地や営農上も問題ないと思われます。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、申請番号 1 番及び 2 番について、事務局より説明がありました。が、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 意見も無いようですので、議案第 41 号について承認される方の挙手を求め

(委員举手)

ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 41 号は、原案どおり承認することに決定されました。

日程第 5、議案第 42 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 42 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

はい。議案の 7 ページになります。議案第 42 号農地法第 5 条の規定による許可申請について次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和7年8月12日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地法第５条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第４の１の（４）のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。

調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

申請番号 1 番は、
三角 2 山本委員に代わりまして
1 番 村山委員より

申請番号 2 番は、 不知火 1 上田委員に代わりまして
5 番 村嶋委員より

申請番号3番は、松橋3 田中委員より

申請番号4番は、9番 坂本委員より

申請番号5番は、小川5 野田委員より

それぞれ、説明を求めます。

申請番号 8-1 について説明いたします。詳細は記載のとおりでございます。
転用事由が先のページでありました議案 41 号のほうで載っています。

隣接はありません。排水同意はとれています。ご審議かたよろしく願います。

申請番号 8-2 についてご説明いたします。詳細は記載のとおりです。転用理由は地域の放送施設設備のためです。隣接同意はちょっと連絡がとれず、できていませんでした。始末書添付とありますが、早めに放送施設を建てるために早めに建てたということで始末書添付とあります。それと、放送施設のわりに

面積がちょっと広いのは、修理のための車を止めるための場所となっております。以上です。

田中推進委員 申請番号 8-3 についてご説明いたします。詳細は記載のとおりでございます。転用事由は仮設現場事務所及び資材置き場となっております。始末書添付となっておりますが、写真を見ればわかるとおりすでに資材などおかれ一部事務所などすでに設置してあるということで始末書添付となっております。排水は自然排水ができるようなので、何ら問題無いと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

坂本委員 続きまして申請番号 8-4 についてご説明申し上げます。詳細についてはですね記載のとおりでございます。事由のほうが個人住宅というような事になっております。今回受人がですね購入されるというようなことでございます。場所は住宅地でございます。排水同意も取れており何ら問題は無いかと思います。始末書添付というようなことになってます。ここはですね以前渡人の家があったところの住宅の前ぎわというかですねそのような形でございましたので始末書を添付していただくというようなことでよろしくご審議をいただきたいと思います。以上です。

野田推進委員 申請番号 8-5 についてご説明いたします。詳細は記載のとおりでございます。転用事由は特定建築条件付売買予定地となっております。区長同意も取れて周りが住宅なのでなんら問題は無いと思います。審議かたよろしくお願いします。

議 長 ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 2 番は、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある 1 種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号 3 番は、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある 1 種農地ではありますが、8 カ月の一時転用となり、1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号 4 番は、概ね 300m 以内に駅があるため、農地区分は第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 5 番は、幅 4m 以上の道路に上・下水道が埋設され、概ね 500m 以内〇〇〇歯科と〇〇歯科があることから農地区分は第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長

ただいま、申請番号 1 番から 5 番について説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長

意見もないようですので、申請番号 1 番から 5 番について、承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 42 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 5 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 6、議案第 43 号「農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について」を上程し、議題といたします。

議案第 43 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案の 10 ページになります。議案第 43 号農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について次のとおり農用地利用集積等促進計画について意見を求める。

令和 7 年 8 月 12 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地中間管理時事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画について、同条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画の作成について農業委員会の意見を求める。以上です。

議 長

議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付していただきました総会議案により確認してきておられると思いますので案件ごとの説明は割愛させていただきます。

それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 河野委員どうぞ。

河野委員 502 番、貸人と借人が同一人物という事はどういうことですか。

議 長 事務局お願いします。

事務局 事務局よりお答えさせていただきます。実際貸人、借人が一緒のケースは多々ありまして、農地中間管理機構が農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手へ農地の集積・集約化を行うため、機構を通して賃貸契約を行う団体に対して機構集積協力金を支払っています。団体に所属した個人が土地を機構に貸出し、団体が機構から借りた土地の配分が自分の土地だったというケースになります。以上です。

議 長 ありがとうございます。他にどなたか意見はありませんか。
意見も無いようですので、議案第 43 号について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって議案第 43 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 7、議案第 44 号「農用地利用集積等促進計画書の作成について」を上程し、議題といたします。
議案第 44 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局 議案の 14 ページになります。議案第 44 号 農用地利用集積等促進計画書の作成について農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画書の作成について熊本県農業公社に要請してよろしいか農業委員会の意見を求める。

令和 7 年 8 月 12 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農用地の利用の高率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画の策定を熊本県農業公社に要請するため農業委員会の意見を求める。

続いて詳細説明をさせていただきます。議案の 14 ページから 19 ページです。

今月は、農業公社が買い入れるのが 5 件、売り渡すのが 3 件です。

合計面積は、8 件中、田が 11,029 m²、畑が 19,436.65 m²、

合計が 30,465.65 m²です。

売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。

発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長

意見も無いようですので、議案第 44 号について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員挙手です。よって議案第 44 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和 7 年第 8 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重なご審議、有り難うございました。

閉 会

(午後 14 時 42 分) 副会長の号令による、規律、礼。